

三次市立図書館資料収集方針（別紙2）

平成16年4月1日
三次市立図書館長

1 基本方針

- (1) 三次市立図書館は、市民の「知る自由」を保障するため、市民のあらゆる資料・情報に対する要求にこたえていくとともに、市民の教養を高め、調査研究、レクリエーション等に資する資料を各分野にわたり幅広く収集する。
- (2) この収集方針は公開し、広く市民の意見を求め、理解と協力を得る。

2 収集する資料の範囲

- (1) 一般図書
高校生以上を対象とした資料を収集する。
- (2) 児童図書
中学生以下を対象とした資料を収集する。
- (3) 参考図書
調査・研究に役立つ資料、専門的な資料を収集する。
- (4) 行政資料
国、県、県内市町村の行政資料を中心に収集する。
- (5) 郷土資料
郷土の文化を保存し、後世まで伝えるため、三次市在住者、出身者の著作や三次市に関する資料を積極的に収集する。
- (6) 外国語資料
国際化が進む中、国籍や言語等を問わず図書館を利用してもらうため、各種言語の資料を収集する。
- (7) 逐次刊行物
新聞、雑誌、その他逐次刊行物を収集する。
- (8) 視聴覚資料
ビデオ、DVD、CD、CD-ROM、録音テープ等の視聴覚資料を収集する。
- (9) バリアフリー資料
障害者や高齢者が利用しやすい点字、大活字資料やバリアフリー視聴覚資料等を収集する。
- (10) 特別収集資料

	館名	資料
中央館	三次市立図書館	往来本、教科書、稲生物怪録と妖怪に関する資料 (中国新聞とキネマ旬報は、永久保存)
分館	君田図書館	自然と生活、温泉に関する資料
	布野図書館	中村憲吉と詩歌に関する資料
	作木図書館	川と生活に関する資料
	吉舎図書館	染色と織物、美術に関する資料
	三良坂図書館	平和、人権に関する資料
	三和図書館	ものづくり、子育てに関する資料
	甲奴図書館	星・空・宇宙などの天空に関する資料

3 資料選定組織

収集資料の選択は、中央図書館、分館の各選書担当職員が行い、館長、選書担当間で調整し、図書館長が決定する。

4 利用者リクエストの尊重

利用者の意見を尊重し、蔵書に反映するため、図書資料の購入リクエストについては、積極的に受け付け、できるだけ収集するよう努める。

5 資料選定における留意点

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著者を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入れにあたっては同様である。
収集された資料が、どのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が指示することを意味するものではない。

6 資料の除籍

限られた書架を有効に活用しながら、新しい資料を収集し利用者の多様なニーズにこたえていくため、資料の除籍を行う。

- (1) 蔵書構成を分析し、古くなったり、汚損・破損して利用価値のなくなった資料や、別の資料によって代替できるものは、除籍する。
- (2) 不明資料、未返却資料で発見、又は返却される可能性がないと判断されるものは、除籍する。

7 この収集方針に定めるもののほか、必要な事項は、図書館長が別に定める。